

知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格	（参考）長崎県漁業調整規則第14条第1項第1号に規定する知事が別に定める継続の許可対象の有無	（参考）長崎県漁業調整規則第14条第1項第4号に規定する知事が別に定める承継の許可対象の有無	漁業法第58条で読み替えて準用する同法第42条第1項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間	長崎県漁業調整規則第8条第2項に規定する許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類	漁業法第58条で読み替えて準用する同法第44条第1項に規定する許可等の条件	許可の有効期間
小型いかつり漁業	小型いかつり漁業	長崎県地先海面	1月1日から12月31日まで	定めなし	5トン以上30トン未満	1	長崎県五島市、南松浦郡に住所を有する者	対象とする	対象とする	令和7年5月19日から令和7年6月19日まで	①申請理由書 ②申請者の住民票の抄本（法人にあっては、定款及び登記簿抄本） ③事業計画書（小型いかつり用様式） ④漁業許可等の適格性に関する申立書 ⑤集魚灯設備状況報告書 ⑥安定器設備状況報告書 ⑦安定器設備改造証明書（併用型安定器を3kwを超える安定器として使用できないように改造している場合）	別紙参照	（許可の日）から令和9年11月3日まで

〔条件〕

(1) 操業禁止区域、操業禁止期間及び操業禁止対象漁船総トン数は表１のとおりとする。ただし、表２の左欄に掲げる区域において、それぞれ共同漁業権の関係地区に住所を有する者が、右欄に掲げる期間に、総トン数１０トン未満の動力漁船を使用して小型いかづり漁業を営む場合を除く。

(表１)

操業禁止区域		操業禁止期間	操業禁止対象漁船総トン数
対馬海区 (長崎県対馬市の地先海面)	対馬市厳原町豆酸崎灯台から対馬市上対馬町三島灯台に至る対馬島東岸の共同漁業権区域内及びその外郭線から１海里以内の海面	３月１日～１１月３０日	１０トン以上
	上記以外の対馬海区の共同漁業権区域内及びその外郭線から１海里以内の海面	５月１日～１月３１日	１０トン以上
長崎県北部海区 (佐世保市高後崎から以北の佐世保市、松浦市、平戸市、長崎県北松浦郡及び壱岐市の地先海面)	壱岐市地先海面の共同漁業権区域内及びその外郭線から１海里以内の海面（壱岐市郷ノ浦町沖合横瀬、デキ曾根、壱岐市勝本町沖合七里ヶ曾根、壱岐市芦辺町沖合火棚曾根における共同漁業権区域内及びその外郭線から１海里以内の海面を除く）	４月１日～１１月３０日	１０トン以上
	壱岐市地先海面以外の共同漁業権区域内及びその外郭線から１海里以内の海面	１月１日～１２月３１日	５トン以上
長崎県南部海区 (佐賀県と長崎県諫早市との境から野母崎を経て佐世保市高後崎に至る地先海面（長崎県西海市の地先海面を含む）)	共同漁業権区域内及びその外郭線から１海里以内の海面	４月１日～１２月３１日	５トン以上
五島海区 (長崎県五島市及び長崎県南松浦郡の地先海面)	共同漁業権区域内及びその外郭線から１海里以内の海面	１月１日～１２月３１日	５トン以上

(表２)

区 域 （ 共 同 漁 業 権 ）	期 間
北共第２号、北共第１６号、北共第２４号、北共第２６号、北共第２７号、北共第２８号、北共第２９号、北共第３０号、五共第１７号、五共第２３号	１月１日～１２月３１日
五共第２７号、五共第２８号、五共第３０号	１２月１日～２月末日
五共第２４号	１０月１日～４月３０日

(２) 次表のとおり集魚灯及び安定器の使用又は設備を制限する。

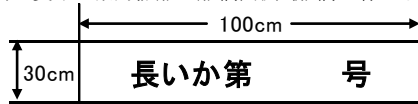
集魚灯及び安定器の使用又は設備制限区域		集魚灯及び安定器の使用又は設備制限の内容（１漁船につき）		
対馬海区 （長崎県対馬市の地先海面）	(1) 共同漁業権区域内及びその外郭線から１海里以内の海面	電球１個の消費電力の最高限度 使用できる電球数の最高限度	３キロワット ３個	
	(2) (1) の海面を除く最大高潮時海岸線から１２海里以内の海面	電球１個の消費電力の最高限度 使用できる電球数の最高限度	３キロワット ２０個	
長崎県北部海区 （佐世保市高後崎から以北の佐世保市、松浦市、平戸市、長崎県北松浦郡及び壱岐市の地先海面のうち壱岐市の地先海面）	(1) 共同漁業権区域内及びその外郭線から１海里以内の海面（壱岐市勝本町沖合七里ヶ曾根（北共第５６号）の中心から２海里以内の海面を除く）	電球１個の消費電力の最高限度 使用できる電球数の最高限度	３キロワット ３個	
	(2) (1) の海面を除く最大高潮時海岸線から６海里以内の海面	６月１日～１１月３０日	電球１個の消費電力の最高限度 使用できる電球数の最高限度	３キロワット ３個
		１２月１日～５月３１日	電球１個の消費電力の最高限度 使用できる電球数の最高限度	３キロワット ２０個
	(3) (1) 及び(2) の海面を除く最大高潮時海岸線から１２海里以内の海面（壱岐市勝本町沖合七里ヶ曾根（北共第５６号）の中心から２海里以内の海面を除く）	６月１日～１１月３０日	電球１個の消費電力の最高限度 使用できる電球数の最高限度	３キロワット ９個
		１２月１日～５月３１日	電球１個の消費電力の最高限度 使用できる電球数の最高限度	３キロワット ２０個
	(4) 壱岐市勝本町沖合七里ヶ曾根（北共第５６号）の中心から２海里以内の海面	６月１日～１２月３１日	電球１個の消費電力の最高限度 使用できる電球数の最高限度 白熱灯以外の集魚灯の使用禁止	３キロワット ３個
１月１日～５月３１日		電球１個の消費電力の最高限度 使用できる電球数の最高限度	３キロワット ２０個	
上記以外の長崎県北部海区、 長崎県南部海区 （佐賀県と長崎県諫早市との境から野母崎を経て佐世保市高後崎に至る地先海面（長崎県西海市の地先海面を含む））	(1) 共同漁業権区域内及びその外郭線から１海里以内の海面	消費電力の最高限度 （白熱灯以外の集魚灯を使用する場合）	３キロワット １キロワット	
	(2) (1) の海面を除く最大高潮時海岸線から８海里以内の海面	消費電力の最高限度 （白熱灯以外の集魚灯を使用する場合）	９キロワット ３キロワット	
	(3) (1) 及び(2) の海面を除く最大高潮時海岸線から１２海里以内の海面	消費電力の最高限度 （白熱灯以外の集魚灯を使用する場合）	１８キロワット ６キロワット	
五島海区 （長崎県五島市及び長崎県南松浦郡の地先海面）	(1) 共同漁業権区域内及びその外郭線から１海里以内の海面	消費電力の最高限度	３キロワット	
	(2) (1) の海面を除く最大高潮時海岸線から８海里以内の海面	消費電力の最高限度	９キロワット	
	(3) (1) 及び(2) の海面を除く最大高潮時海岸線から１２海里以内の海面	消費電力の最高限度	１８キロワット	

最大高潮時海岸線から12海里以内の海面を除く長崎県海面

電球1個の消費電力の最高限度
 設備できるソケット数の最高限度
 同時に使用できる電球数の最高限度

3キロワット
 59個
 53個

- (3) 次に掲げる海域において、集魚灯1個に用いる安定器は、消費電力の最高限度が3キロワット以内の集魚灯に適合したもの以外を使用してはならない。
- ・長崎県の最大高潮時海岸線から12海里以内を除く長崎県海面
 - ・長崎県対馬市の最大高潮時海岸線から12海里以内の海面
 - ・長崎県壱岐市の最大高潮時海岸線から12海里以内の長崎県北部海区（佐世保市高後崎から以北の佐世保市、松浦市、平戸市、長崎県北松浦郡及び壱岐市の地先海面）のうち壱岐市の地先海面
- (4) 水中で使用する集魚灯を使用してはならない。
- (5) 集魚灯にLED灯を使用又は設備する場合の電球数又はソケット数は、使用又は設備するLED灯の最大消費電力（kw）の総和を3で除し、得られた数値の小数点以下第1位を切り上げた数値とする。
- (6) 許可を受けた動力漁船の船橋両側（船橋を有しない動力船の場合は両舷側）の中央部に下記様式に示す許可番号の標示をしなければならない。



※ 各文字の大きさは、縦20cm、横10cm以上とする。

(黄地、黒文字)

【教示】

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、農林水産大臣に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県を被告として（訴訟において長崎県を代表する者は長崎県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。